

福岡市 IoT コンソーシアム規約

制定 平成28年11月29日

第1章 総則

第1条（名称）

本コンソーシアムの名称を「福岡市 IoT コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）」とする。

第2条（目的）

IoT 関連事業者・大学・金融機関等によるオープンなコンソーシアムを構築し、センサーデータを活用した地域の課題解決の事例や知見を共有することにより、IoT 関連分野における新製品・サービスの創出を促進することで、持続可能で多様な人々が参加できる社会の実現を目指す。

第3条（事業）

コンソーシアムの事業は次に掲げるとおりとする。

- (1) 福岡市の IT 企業、ユーザー企業への IoT 関連の最新技術情報や事例紹介等の情報提供
- (2) IoT ベンチャーとベンチャーキャピタルや金融機関とのマッチング支援
- (3) 大手企業・ベンチャー企業間、ソフトウェア事業者・ハードウェア事業者間のマッチング支援
- (4) 福岡市 IoT 推進ラボの企画・運営
- (5) その他コンソーシアムの目的を達成するために必要な事業

第4条（構成）

コンソーシアムは、IoT に関連する研究開発を行う研究機関、IoT に関連する事業を行う企業、IoT スタートアップを支援するベンチャーキャピタルや金融機関、IoT に取組む地方自治体、任意団体や個人で、コンソーシアムの趣旨に賛同するものをもって構成する。

第5条（事務局）

コンソーシアムの事務局を、公益財団法人九州先端科学技術研究所（I S I T）および特定非営利活動法人九州組込みソフトウェアコンソーシアム（QUEST）に置く。

なお、以下の住所をコンソーシアムの所在地とする。

〒814-0001 福岡県福岡市早良区百道浜 2-1-22 公益財団法人九州先端科学技術研究所

2 事務局は、福岡市の協力を得て、コンソーシアムの庶務及びその他の事業を処理する。

第2章 会員等

第6条（会員）

コンソーシアムの会員は、次のとおりとする。

- (1) 団体会員：コンソーシアムの趣旨に賛同する法人、団体
- (2) 個人会員：コンソーシアムの趣旨に賛同する個人

第7条（入会）

コンソーシアムの会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を会長に提出し、承認を得なければならない。

2 入会申込書については、書面のかわりに電子的な手段を用いることができるものとする。

第8条（会費）

会費は当面の間、無料とする。なお、コンソーシアムが実施する個別の活動に必要な経費（交通費等）は、その活動に参加する者が応分の負担を個々に行うものとする。

第9条（退会）

会員がコンソーシアムを退会しようとするときは、別に定める退会届出書を会長に提出しなければならない。

2 会員が次の各号の一つに該当するときは、退会したものと見なす。

- (1) 団体会員として入会した法人又は団体が、解散し又は破産したとき
- (2) 個人会員として入会した個人が、死亡し又は失踪宣告を受けたとき

第3章 役員等

第10条（役員）

コンソーシアムの役員は、次のとおりとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名

第11条（任期等）

役員任期は特に定めない。

2 総会以外で退任するなど役員に欠員が生じたときは、退任する役員以外の役員が後任の役員を選任し、その任期を次回総会までとする。

3 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、コンソーシアムを代表し、総会の運営を中心とする会務を総理する。

- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは総会においてあらかじめ定める順序により、その職務を代行する。
- 4 役員は、無報酬とする。

第4章 会議等

第12条（総会）

総会は、必要に応じて会長が招集し会長が議長となる。開催に関して、書面又は電子メールによる開催とする事ができる。

2 総会は、コンソーシアムの各年度の活動方針やコンソーシアムが実施する個別事業など、運営に関する基本的事項について審議し決定する。

3 総会は、次の事項を所掌する。

- (1) 会員の資格に関する事。
- (2) コンソーシアムの事業計画に関する事。
- (3) 第3条に掲げる事業の遂行に関する事。
- (4) 福岡市 IoT 推進ラボのワーキンググループの設置に関する事。
- (5) 本規約の改定に関する事。

第13条（ワーキンググループ）

第3条4項の福岡市 IoT 推進ラボの事業を推進するため、ワーキンググループを設置する。

2 ワーキンググループの運営等に係る事項は、各ワーキンググループで自ら定めることができる。

第5章 補足

第14条（その他）

本規約に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に必要な事項は、会員の意見を基に会長が定める。

附則

この規約は、平成28年11月29日から施行する。